

## 事業再評価調書

[事業種別] 事業名【再評価理由】	[立体交差事業] 福町十三線立体交差事業 【②事業開始後 5 年経過 1 回目】
担 当	建設局道路河川部街路課（鉄道交差担当） （電話番号：06-6615-6763）
1 事業目的	阪神なんば線と淀川の交差部に架かる淀川橋梁において、国の直轄河川事業として実施される阪神なんば線淀川橋梁改築事業の一部を共同事業として実施するものであり、国直轄河川事業区間全体2.4kmのうち右岸側約1km区間において、市街路事業として事業費の一部を費用負担するものである。治水対策の促進とともに、都市計画道路福町十三線との交差部を含む 2 箇所の踏切を除却することにより、交通円滑化並びに踏切事故の解消、福駅周辺地域の一体化を図る。
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長 約1.0km</li> <li>・除却される踏切数 2 箇所</li> <li>・高架化される駅 1 駅（福駅）</li> </ul>
3	<p>精査中</p> <p>（第 2 回有識者会議対象事業）</p>
9 取組	